　　　社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（昭和57年４月１日規程第８号）

　（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

　（報酬）

第２条　役員等の報酬は、日額4,000円とする。

２　前項の報酬は、当該職務の終了後に支給する。ただし、静岡市常勤の監査委員及び静岡市職員の職にある理事、監事、評議員、静岡市しみず社会福祉事業団職員の職にある理事並びに施設長には支給しない。

　（費用弁償）

第３条　役員等が事業団の用務のため旅行したときは、旅費を支給する。

２　前項の規定により支給する旅費については、事業団旅費規程（昭和57年規程第９号）の例に

　よる。

　　　附　則

　この規程は、昭和57年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、昭和58年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成15年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成16年５月25日から施行し、平成16年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この規程は、平成19年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成22年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成31年４月１日から施行する。